

購入及び供給に関する標準条件

日本版（2024年2月）

1. 定義

各条項の見出し（以下「条項」という）は、参考の便宜のためにのみ挿入されるものであり、本条件の解釈には影響を及ぼさないものとする。

本条件において使用される太字の用語は、単数形か複数形かを問わず、別段の定義がない限り下記の意味を有するものとする。

「確認書」とは、注文書と共に発行される確認書の用紙を意味する。

「エアバス」とは、エアバス・ジャパン株式会社またはエアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社をいい、その直接的又は後続の承継会社を含む（以下それぞれを「エアバス社」という）。

「航空機」とは、購入者の製品並びにそのすべての変種及び派生物であって、本品目（注文書に明記されているもの）が組み込まれているもの又は組み込まれる可能性があるものをいう。

「航空当局」とは、DGAC（フランス）、CAA（イギリス）、LBA（ドイツ）、DGAC（スペイン）、EASA（ヨーロッパ）、FAA（アメリカ合衆国）、JCAB（日本）等の航空機及び／又は本品目の設計、製造及び耐空性を承認する管轄権を有する公的な当局並びにその他の関連又は後継航空当局をいう。

「本条件」とは、本書をいう。

「納入期日」とは、注文書に明記される、納入地への本品目の納入期日をいう。

「正当な遅延」とは、一方の当事者の過失又は怠慢によって引き起こされたものではなく、やむを得ず、予測不能な、不可避で当該当事者の合理的支配の及ばない事象をいう。

「GST」とは、特定の国において適用される物品サービス税をいう。

「本品目」とは、注文書に明記され、かつ注文書の一部を構成する仕様書に指定されている商品、材料、作業又はサービスをいう。

「事業者」とは、航空機又は本品目を合法的に所有するか、又は合法的に使用する会社、個人、政府又は団体をいう。

「注文書」とは、特定条件、本条件及び参照により組み込まれる別紙並びにこれらの修正をいう。

「両当事者」とは、購入者及びサプライヤーをいい、「当事者」については適宜解釈されるものとする。

「個人データ」とは、特定された、又は特定可能な自然人に関するあらゆる情報をいう。識別可能な自然人とは、特に氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子又は当該自然人の身体的、生理学的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的同一性に特有の1つ若しくは2つ以上の要因を参照することにより、直接的又は間接的に識別することができる者をいう。

「公務員」とは、国、地域若しくは地方の政府・州若しくはそれらの省庁、機関若しくは代行機関、又はかかる政府・州が直接若しくは間接的に過半数又は支配持分を所有する企業の、選ばれたか若しくは指名された役人、従業員若しくは代理人、政党の役員、公職の候補者、公的国際機関の役員、従業員又は代理人、及びこれらの者に関係のある配偶者又は家族をいう。

「購入者」とは、注文書を発行し、注文書の表面に記載されているエアバス社の関連事業体をいう。

「仕様書」とは、本品目がある場合はこれを定義する要件をいい、購入者が発行し、注文書に組み込まれる。

「特定条件」とは、購入者とサプライヤーの間で交渉及び合意され、仕様書を含む注文書に組み込まれ、注文書の表面に記載される条件をいう。

「サプライヤー」とは、注文を受け、注文書の表面に明記される会社、個人又は法人をいう。

サプライヤーには、要請に応じて、注文書に関連し、本契約において言及される文書が提供されるものとする。

2. 目的及び範囲

両当事者は、本条件及びすべての特定条件が、購入者がサプライヤーから本品目を受け入れる唯一の条件であることに合意し、購入者は、確認書又は注文書のその他の確認のいずれに記載されているかにかかわらず、注文書の受諾時、作業の開始時、本品目の納入時にサプライヤーが伝達したかあるいは他の文書に含まれていたかを問わず、サプライヤーが提案するか又は適用されると主張する、異なるか又は追加の条件に拘束されないものとする。

3. 注文書及び注文受諾

3.1 サプライヤーは、注文書が提出されてから14暦日以内に、当該注文書の受諾又は拒否を郵便又は電子メールで購入者に通知することを約束する。

3.2 注文書は、サプライヤーが注文書の受諾を拒否することを購入者に書面により通知しない限り、14暦日後にサプライヤーによって無条件に受諾されたものとみなされる。サプライヤーが確認書を返送することなく注文書に基づいて作業を開始した場合、サプライヤーは無条件に注文書を完全に受諾したものとみなされる。サプライヤーが注文書を明示的に拒否する場合、注文書は撤回されたものとみなされ、両当事者は新たな条件について協議することができる。購入者は、サプライヤーが注文書を受諾する前はいつでも交渉を打ち切ることができ、いかなる責任も負わないものとする。

4. 優先順位

注文書の一部を構成する以下の文書に矛盾がある場合、次の優先順位を適用するものとする。（i）仕様書のない特定条件、（ii）本条件、（iii）仕様書、（iv）その他の書類。

ただし、注文書が購入者とサプライヤー間で別途締結された契約に関連している場合には、当該契約の条件が本条件に優先するものとする。

5. 検査

購入者、航空当局及び事業者は適宜、本品目をサプライヤーの施設において検査する権利を有するものとし、サプライヤーは、購入者、航空当局及び事業者がサプライヤーの施設に立ち入ることを許可し、サプライヤーのサプライヤー及び下請業者がいる場合には、その施設に合理的な時間内に隨時立ち入ることができるようしなければならない。

6. 納入及び受入

6.1 免税輸入 サプライヤーは、関税なしで本品目を供給するものとし、本第6条「納入及び受入」の不遵守の結果について購入者に補償を行ふものとする。

6.2 梱包 注文書に別段の指定がない限り、本品目は、輸送及び保管において損傷を受けず、使用可能な状態を保持できるよう、要請に応じてサプライヤーに提供される最新のエアバス要件に従って梱包されるものとし、すべての適用文書とともに、注文書、本品目及び品目の参考番号、引渡し地及び納入数量を記載した納品書を2部添付して納入されるものとする。当該文書は、包装の内外に添付するものとする。

6.3 本品目の納入-所有権及び危険負担

6.3.1 納入は注文書に記載された要件、特に特定条件及び仕様書の要件に従って行うものとし、注文書に記載された納入日を厳守とする。本品目の納入は、購入者が事前に書面により明確に許可しない限り、購入者によるサプライヤー及び本品目の事前認定なく行ってはならない。

6.3.2 本品目の所有権及び危険負担は、注文書に指定された納入先に納入された時点で購入者に移転するものとする。サプライヤーが注文書の条件を遵守していないことを理由に購入者がサプライヤーに本品目の拒否通知を送付した場合、当該本品目の所有権及び危険負担は、自動的にサプライヤーに戻るものとする。

6.4 本品目の受入

6.4.1 所有権及び危険負担の移転は、購入者による本品目の受入を構成しない。注文書に検収試験が明示されている場合、納入された本品目の受入は、購入者が合理的に満足するまで検収試験を完了することを条件とする。注文書に検収試験が明示されていない場合、購入者は、納入後に本品目を検査する権利を有するものとし、本品目が検査において購入者に満足のいくものである場合に受入を行い、検査を行わない場合、本品目は納入後30日後、又は購入者が本品目を使用する際のいずれか早い時点で受入が行われるものとする。いずれかの本品目の受入が行われた場合でも、隠れた瑕疵が存在しないことを決定づけるものではなく、注文書又は法律に基づく購入者の権利を損なうものではない。

6.4.2 本品目が注文書に従って納入されない場合、購入者はサプライヤーに書面で通知するものとする。その後購入者は、その単独の裁量により、以下の権利を行使することができる。

- a) 納入された本品目の全部又は一部を拒否し、購入者がサプライヤーに行った支払分を返金するようサプライヤーに要求する。
- b) 当該支払額を、サプライヤーが購入者に対して支払うべきその他の金額と相殺する。又は
- c) 紳入された本品目をサプライヤーの費用及び危険負担で速やかに交換又は修理するよう、サプライヤーに通知する。

さらに購入者は、注文書に応じて本品目を納入できなかったことに起因する購入者のすべての費用、損害、発生した損失及び追加費用を支払うようサプライヤーに要求することができる。

7. サプライヤーの一般義務

7.1 法令遵守

7.1.1 サプライヤーは、以下に関連するものを含むがこれらに限定されない、隨時改定されるすべての適用法及び／又は規制を、自身及びすべての本品目が遵守することを保証するものとする。

a) (i) 環境、健康、セキュリティ、安全、包装及びラベリング、並びに (ii) 特に化学物質及び／又は危険物質の管理、制限、禁止、回収及び／又は除去、またそれとの場合において、これらに関する購入者が要求する情報を提供すること。

b) 輸送。

c) 労働、雇用。

サプライヤーは、自身又はその関連会社、子会社、役員、従業員、代理人、又は注文書の履行に関与する個人又は会社による注文書の実行及び／又は履行に関し、適用される法令の違反があれば、直ちに購入者に報告するものとする。

サプライヤーが当該法令を遵守しなかった場合、サプライヤーは当該不履行のあらゆる結果から購入者を補償し、損害を与えないものとする。適用法の不遵守は、購入者が第13条に基づく解除権を行使することを可能にする、重大な契約違反とみなされる。

7.1.2 腐敗防止

サプライヤー、その役員、従業員、代理人及び注文書の実施及び／又は履行に関与する個人又は会社は、注文書に基づく義務及び活動の履行に適用される現地及び国際的な腐敗防止法を含むがこれらに限定されない、政府のすべての制定法、法律、規則及び規制を遵守するものとする。

したがって、注文書の履行に際し、サプライヤーは以下を行ってはならない。

a) 公務員を含むいずれかの個人に対し、当該個人にその職責の履行若しくは不履行を不適切に誘引する目的、又はサプライヤー若しくは購入者が事業を取得すること、事業を維持すること、若しくは不適切な利益を確保することを当該個人が支援する目的で、直接的又は間接的に、有価物（金銭、贈答品、接待及び特別な便宜を含むがこれらに限定されない）を提供、約束、手配、又は支払うこと。

b) 日常的な政府の行為（許可、免許、又はその他の公的文書の取得、ビザや作業指示書などの政府文書の処理、警察による保護、郵便物の集荷及び配達、又は契約の履行若しくは物品の全国的な通過に関連する検査の予定の作成を含むがこれらに限定されない）を加速、又は獲得するために公務員に非公式の支払いを提供、又は支払うこと。

c) 競合他社、入札及び技術仕様、入札及び入札価格に関する秘密の非公開情報を求めたり、受け取ったり、これについて支払いを行うこと。

サプライヤーは、注文書に関する第7.5条「業務委託」に従い、下請業者と締結されるすべての契約に上記の規定が含まれることを保証するものとする。

サプライヤーは、自身又はその関連会社、子会社、役員、従業員、代理人、又は注文書の履行に関与する個人又は会社による注文書の実行及び／又は履行に関し、適用される法令の違反の疑いに関連して、公的機関がサプライヤーに対し開始した調査又は法的手続きについて、直ちに購入者に通知するものとする。

7.1.3 個人データ保護

両当事者は、注文書に関連して、また注文書を履行する目的で交換される個人データが、独立したデータ管理者（「管理者」とは個人データの処理の目的と手段を決定する組織を意味する）として、適用ある個人データ保護法令を遵守して収集されており、今後も交換されることを確認しこれに合意する。

両当事者は、注文書の期間中、上記の遵守を確保するために、適用される個人データ保護法令により要求される場合がある追加の契約上の措置を追記することに相互に合意する。

7.1.4 責任及び持続可能性

第7.1条「法令遵守」、第14条「知的財産権」、第15条「秘密保持及び公表」、及び情報セキュリティ、輸出入に関する規定を侵害することなく、サプライヤーは、エアバスサプライヤー行動規範を完全に遵守することを約束するものとする。エアバスサプライヤー行動規範の違反は、購入者が第13条に基づく解除権行使することを可能にする、重大な契約違反とみなされる。

サプライヤーは、特定条件に記載される持続可能性要件がある場合はこれを遵守するものとする。

7.1.5 セキュリティ

サプライヤーは、注文書に関連してサプライヤーに提供されるエアバスの情報、データ及び／又は資産を保護するものとする。サプライヤーは、特定条件にあるURLリンク、又は<https://www.airbus.com/en/be-an-airbus-supplier/airbus-security-requirements-for-suppliers>で閲覧できる、サプライヤー向けに適用されるエアバスセキュリティ要件を常に遵守するものとする。

7.1.6 監査

購入者は、腐敗防止、輸出管理、データ保護、持続可能性に関する法令、及びエアバスサプライヤー行動規範を含む、適用されるすべての法律及びエアバス基準の遵守を保証するためにサプライヤー及び／又はその下請業者が実施する手段について、購入者の内部又は外部の監査人又は査定人を通じて、通常の営業時間内に現地又は遠隔で監査を行う権利を有する。サプライヤー及び／又はその下請業者は、かかる監査を容易にするため、購入者及びその指定された代表者に協力し、全面的かつ即時のアクセスを提供することとする。

7.1.7 サプライヤーが第7.1条「法令遵守」に基づく義務を遵守しない場合、エアバスは、第13.1条「サプライヤーの不履行による解除」に従って注文書を解除する権利を留保する。

7.2 品質

7.2.1 .品質管理システム

サプライヤーは、その品質管理システム（以下「QMS」という）が、要請に応じてサプライヤーに提供されるサプライヤーに関するエアバスの一般要求事項及び発注書の特定条件に明記された、エアバスの要求事項に適合することを保証するものとする。サプライヤーのQMSは、本品目に適用されるIAQG基準9100又は9120の要件を遵守するものとする。一部の一般調達品目及び一部の低リスク航空機関連品目については、購入者が書面により同意する場合には、別のQMS（ISO 9001など）が認められることがある。

サプライヤーは、上記に指定されるQMS承認の品質要件に従って注文書が実行されることを保証するものとする。

サプライヤーが製造組織承認（POA）の保持者又はこれと同等の者である場合、注文書が当該承認の品質要件に従って実行されることを保証するものとする。

7.2.2 .承認された供給元

サプライヤーは、航空用品の製造に使用されるすべての標準部品、指定品目、特別な工程及び試験方法が、エアバスにより承認された供給元から購入され、エアバスにより認可されていることを保証するものとする。サプライヤーは、その調達要件について認定データリストを使用するものとする。

7.2.3 .適合性に関する文書

7.2.3.1 サプライヤーは、以下の最低限の文書を添えて本品目を納入するものとする。

a) サプライヤーがPOA（若しくは同等のもの）を有していない場合、又はそのPOAが本品目を対象としていない場合、各納入時に、該当する仕様の要件を満たしていることを示す製造業者の適合証明書（以下「CoC」という）を添付するものとする。CoCは、少なくとも以下の情報を含むものとする。

- 注文番号
- 部品番号
- 数量及び単位
- 製造年月日及び使用期限（該当する場合）
- ロット番号、シリアル化又は他のバッチ識別（該当する場合）
- 正式代表者による署名、役職、及び日付。

b) サプライヤーが本品目を対象とするPOA（又は同等のもの）を有する場合、各納入時に認可出荷証明書（EASAのフォーム1又は同等のもの）を添付するものとする。これには、本品目が機能リストの対象となる製品の部品又は組立部品のみである場合も含まれる。

7.2.3.2 サプライヤーが卸売業者である場合、各納品時に以下を添付するものとする。

- 本品目を対象とする会社のCoC
- CoCの写し、及び納入品が注文書に適合していることを証明する元の製造業者が作成した請負誓約書
- 購入者が要求した場合、適格サプライヤーの検査、試験及び原材料報告書

7.2.3.3 サプライヤーは、本品目の初回納品前若しくは初回納品時、又は購入者の要求があった場合、注文書に含まれるすべての本品目について、IAQG基準9102に従った初回製品検査報告書及び付属文書の写しを購入者に提供するものとする。

サプライヤーは、購入者が要求する場合、関連する検査又は試験報告書を提供するものとする。

7.2.4 .不適合品目

7.2.4.1 サプライヤーは、供給品の品質に責任を負い、納入された本品目が、特に納入前検査及び最終試験により、仕様書に適合することを保証するものとする。サプライヤーは、不適合品の再発を防止し、適切な予防措置計画を実施するために、根本原因分析を実施し、不適合品の原因を是正するために必要な措置を取るものとする。サプライヤーは、購入者が納得するよう行動計画の実施を確認するものとする。サプライヤーは、サプライヤーが実証し、購入者が承認した8D/9Sプロセス又は同等の方法を使用するものとする。

7.2.4.2 サプライヤーが本品目を納入した後に不適合が特定された場合、サプライヤーは、IAQG基準9131に従って購入者に直ちに「製品品質逸脱通知」を提出し、不適合の解決が購入者にとって満足のいくものとなり、すべてのは正措置及び予防措置が完了するまで、購入者を支援するために必要なすべてのは正措置を講じるものとし、かかる措置は、第12条の「責任及び保険」に基づき、発生した損失についてサプライヤーが購入者に対して負う責任を制限することなく実施されるものとする。

7.2.5 .品質記録

サプライヤーは、注文書に関する本品目に適用されるすべての仕様要件及び図面に適合していることを確認するため、すべての受入材料を検査するものとし、すべての検査要件及び受入基準が本品目について購入者から通知された特定の要件に一致していることを確認するため、すべての検査要件及び受入基準を文書化するものとする。サプライヤーは、使用した原材料に関連するすべての製品及び適用文書の完全な識別及び追跡可能性を確保するものとする。すべての記録は、識別可能、判読可能、複製可能で、購入者が利用可能であり続けるよう、管理された環境及び適切な方法で、かつ適用される法的規則に従って保管されなければならない。

7.3 要員サプライヤーは、自社の要員が十分な訓練を受け、技能及び資格を有し、注文書に含まれるすべての要件を満たす能力を有することを保証する責任を負うものとする。

7.4 発送通知状、納品書及び適合性に関する文書 サプライヤーは、本品目の各出荷品の発送日に、第7.2.3条の「適合性に関する文書」に従い、発送通知状及び必要に応じて適合性に関する文書（例：CoC又は民間認定証明書（以下「CAC」という））を送付するものとする。CoC若しくはCAC又は必要とされるその他の文書の写し1部を各出荷品に添付し、更に1部を購入者の物品受領部門に郵送するものとする。

7.5 業務委託サプライヤーは、購入者の書面による事前承諾なしに、注文書に関する作業の重要な部分を下請に出してはならない。サプライヤーは、本品目について全責任を負い続けるものとし、そのサプライヤーが委託業務に関連する注文書のすべての規定を遵守することを保証するものとする。

7.6 購入者が支給する財産 サプライヤーは、注文書に関する作業の履行のために購入者が供給する財産の法律上の権利又は受益権を取得してはならない。サプライヤーが所有又は管理する当該財産は、サプライヤーの危険負担で保管し、他の財産とは別に保管及び記帳し、サプライヤーの費用負担で維持し、購入者の財産であることを明確に表示し、サプライヤーは注文書を履行するためにのみこれを使用するものとする。購入者の要求があった場合、又は注文が完了した場合、かかる財産は、本品目に組み込まれていない限り、速やかに購入者に返還されるものとする。サプライヤーに対して書面による合理的な通知を行うことにより、購入者はサプライヤーの敷地に立ち入り、かかる所有物を回収する権利を有するものとする。

8.輸出管理

8.1 両当事者は、迂回することなく、アメリカ合衆国、欧州連合及び適用される国の輸出管理、制裁及び禁輸の法令（以下「輸出規制」という）を遵守するものとする。

8.2 購入者は、本品目を使用し、納入する能力を有するものとし、購入者の顧客は購入者が指定するとおり本品目を使用、操作、及び／又は保守する能力を有するものとする。

8.3 注文書の締結日前に、サプライヤーは本品目に適用される輸出規制（「輸出管理分類」）を特定し、その後注文書の期間中、購入者が提供する書式（「電子輸出管理分類申告」又は「eECCD」）を使用して書面により通知するものとし、変更がある場合にはこれを更新するものとする。

8.4 本品目の全部又は一部が輸出規制の対象となる場合はいつでも、サプライヤーは以下を行うものとする。

- a) 本品目の輸出、再輸出、移転、再移転、納入及び使用に関して購入者が指定する関連ライセンス又は認可（以下「輸出認可」という）を関連輸出当局に申請し、適時に取得し、必要に応じて、本品目が注文書に基づく購入者の要求どおりに、購入者の費用負担なく納入されることを保証するため、適時に更新を行うこと。第9.1条「正当な遅延」に定める正当な遅延のために輸出認可が取得されない場合、サプライヤーは責任を問われないものとする。
- b) 関連当局の要求又は購入者の規定に従い、最終使用者報告書を完成させるよう購入者に要請すること。
- c) 要求があった場合、購入者に対し「第三者輸出管理品目アクセス管理に関するコンプライアンス宣言テンプレート」に定める形式で、適用ある輸出規制により要求される情報、申告及び証明書（従業員及び下請業者に関連するものを含む）を提供し、かつ／又は必要な場合、輸出管理情報へのアクセスを承認するための、輸出規制アクセス管理コンプライアンスに関する購入者の認定プロセスに従うこと。
- d) 管轄輸出管理当局に提出する前に、また要求に応じて、輸出承認申請書及び修正を購入者に提供すること。
- e) 本品目の初回納入の前にできる限り速やかに、取得した輸出承認書の写し（適用されるすべての条件及び／又は注文書の履行及び／又は購入者の義務に関連する輸出規制当局が発行した通信を含む）を購入者に提供すること。
- f) 有形及び／又は無形の本品目の各納入に関し、該当する場合、以下を提供すること。輸出規制、輸出管理分類、及び該当する場合は輸出承認番号。有形のものについては船積書類に記入し、無形のものについてはいずれかの文書／ファイルに直接記入する。当該マークがない場合、購入者は、本品目は輸出管理上の分類に該当しないものとみなす。
- g) 購入者から提供された場合は、購入者の事前の書面による許可なしに、無形の及び／又は有形の輸出管理対象品目へのアクセスをその下請業者に許可しないこと。
- h) 適用されるすべての規制上の記録管理要件について責任を負うこと。
- i) 軍事購入の場合、注文書の履行のために1つ又はそれ以上の技術援助契約（TAA）又は製造ライセンス契約（MLA）が必要な場合は、米国輸出当局に提出する前に、米国の規定に関する購入者の審査及び承認を求める。サプライヤーは、完全に作成されたTAA又はMLA、及び注文書の実行又は両当事者の遵守義務に関連するすべての規定を含む発行済みの承認書の写しも購入者に提供するものとする。サプライヤーは購入者に対し、TAA又はMLAを通じて輸出規制により要求される特定の秘密保持契約を提供すること。
- j) 軍事購入の場合は、米国国際武器取引規則（ITAR）副章130に基づき政治献金、手数料及び報酬の支払を申告すること。この申告は、購入者からの要求に基づき、「様式F エアバスITAR副章130 売主申告」により行うものとする。

8.5 サプライヤーが本第8条「輸出管理」に基づく義務を遵守しない場合、サプライヤーは、購入者が定めた期間内に、定められた技術仕様に従って、適用される輸出規制に従つて、影響を受ける関連品目を交換又は修正するものとする。

8.6 サプライヤーは、注文書の締結日に、輸出規制に基づく制裁リストの対象になっておらず、包括的禁輸国に所在していないことを表明するものとする。

8.7 (i) サプライヤーが、輸出規制に基づく制裁又は禁輸リストの直接的又は間接的対象となった場合、及び／又は (ii) 注文書に基づく当事者の義務の履行が輸出規則の違反を構成する場合、購入者は、以下を行う権利を有するものとする。

- 事前通知なく即時発効で注文書に基づく義務の履行を停止すること。及び／又は
- 事前の書面による通知をもって、第13.1条「サプライヤーの不履行による解除」に従つて直ちに注文書を解除すること。いずれの場合も、購入者に関する責任を負わない。

9. 遅延

9.1 正当な遅延 いずれの当事者も、注文書に基づく義務の不履行が正当な遅延により生じた場合には、当該義務について責任を負わないものとし、義務の不履行とはみなされないものとする。影響を受けた当事者は、正当な遅延の影響を軽減することを約束するものとする。正当な遅延が発生し、一方当事者の注文書の義務の履行を遅延させる場合、又は遅延させる可能性がある場合、当該当事者は、正当な遅延を認識した後直ちに他方当事者に書面により通知し、正当な遅延の合理的な証拠を提供するものとする。正当な遅延が停止した後直ちに、かつ、第13.2条「正当な遅延による解除」の規定に従うことを条件として、影響を受けた当事者は、書面による別段の合意がある場合を除き、その義務の履行を再開するものとする。

9.2 不正当な遅延

9.2.1 サプライヤーによる注文書の義務の履行遅延で、正当な遅延に該当しないものは「不正当な遅延」とみなされるものとする。この場合、購入者は、以下を行う権利を有するものとする。

- 特定条件に定められた予定損害賠償額を請求すること。
- 損害賠償額が上記の予定損害賠償額の合計額を上回る場合には、不正当な遅延に起因して購入者が被ったすべての損失、経費、費用、請求及びその他の損害賠償についての当該超過額の全額を請求すること。

9.2.2 予定損害賠償及びその他の損害賠償を請求する購入者の権利は、購入者が注文書又は法律に基づき有する権利（第13.1条に基づき注文書を解除する購入者の権利を含む）に追加されるものであり、これに代わるものではない。

10. 保証

10.1 その他の保証を損なうことなく、サプライヤーは、本品目及び／又はその一部につき、以下を購入者に対し保証する。(i) いかなる瑕疵もなく、その使用目的に適合すること、(ii) 新規の、最近製造された、商品性のある、満足できる品質の材料及び物品のみから構成されていること、(iii) 購入者の品質要件、及びある場合は仕様書に適合していること、及び (iv) サービスの場合、あらゆる合理的な技能及び注意をもって、業界のベストプラクティスに従つて実施されること。

10.2 サプライヤーは、購入者の要求があった場合、欠陥のある、又は不適合な本品目を、購入者に費用を負担させることなく速やかに修理又は交換するものとする。保証の期間は、特定条件に記載されている期間とするが、いかなる場合も、第6.4条「本品目の受入」に規定されている購入者による本品目の受入から、又はサービスの場合はサービスの完了から24ヶ月以上とする。未履行の保証期間は、本品目が修理中であった期間を含め、修理及び／又は交換された本品目には、当該修理又は交換後の最初の使用日から、又はサービスの場合は当該サービスの再開日から適用されるものとする。サプライヤーは、撤去、再設置、輸送、証明及び試験を含むがこれらに限定されない、本品目又はサービスの欠陥又は不適合の結果として購入者が被ったすべての費用について責任を負うものとする。

10.3 本第10条「保証」は、注文書に基づく、及び／又は法律上購入者が利用できるその他の権利及び救済手段に追加して適用されるものとする。

11. 価格及び支払い

11.1 価格 特定条件に別段の定めがない限り、価格は固定価格であり、第6.3.1条のとおり、注文書の特定条件に指定された場所への本品目の納入に基づくものとする。両当事者が事前に書面にて別段の合意をし、特定条件に記載しない限り、サプライヤーは梱包、保険、又は納入に関しで追加料金を請求してはならず、かかる料金は、サプライヤーの請求書に別途明記されるものとする。注文書の日付時点で特定条件に価格の合意及び記載がない場合でも、サプライヤーによる注文書の作業の開始に購入者が合意した場合、サプライヤーは、両当事者が価格を合意し、第18条「修正」に基づく修正により注文書に組み込まれる前に、当該作業の請求書を提出してはならない。

11.2 税金 価格は、GST、付加価値税、又はサプライヤーの法域内の他の消費税（該当する場合）を除いたものであり、当該税金は購入者が負担するものとする。価格は、本品目に関連してかかるその他すべての関連する税金、賦課金及び公課（ある場合）を含むものであり、サプライヤーはこれらを負担し、支払うものとする。

11.3 請求書 支払の目的上、サプライヤーは、本品目の納入と同時に請求書を発行し、注文書の特定条件に指定されている購入者の会計部門宛に、本品目が購入者に納入される時に、本品目の添付書類とともに請求書を送付するものとする。各請求書には、本品目の名称、参照番号及び数量、注文書及び品目番号、価格、実際の納入日、両当事者の名称及び住所、特定の条件、並びに割引がある場合はその旨を記載するものとする。サプライヤーは、購入者が指定するとおり、電子形式で請求書を発行するものとする。

11.4 支払い 支払いは、サプライヤーが指定する銀行口座に対し電子送金で行われるものとするが、サプライヤーから受領した請求書が有効、正確かつ期日が到来していることを条件とする。購入者は、注文書の条件に従つて納入された本品目についてのみ支払いを行うものとする。両当事者間に紛争がある場合、購入者は、当該紛争の解決まで請求書の紛争事項についての支払いを留保する権利を有する。本品目に関する支払いは、特定条件に別段の定めがない限り、請求書が発行された月の末日から30日以内に、翌暦月の10日目に行うものとする。支払日が土曜日、日曜日又は銀行休日の場合は、翌営業日に支払うものとする。

11.5 サプライヤーに支払うべき金額が、支払われるべき日（支払期日）の30日後に未払いのままである場合、サプライヤーは、支払期日から当該金額の実際の支払い日まで（判断の前後を問わない）、年利3%の利率で、利子を請求する権利を有するものとする。両当事者は、本条に定められた利子は、支払遅延に関するサプライヤーの実質的な救済であることに合意する。

11.6 購入者のその他の権利又は救済措置を損なうことなく、購入者は、いつでもサプライヤーが購入者に対して支払うべき金額と、注文書に関して購入者がサプライヤーに対して支払うべき金額、又はその他購入者がサプライヤーに対して支払うべき金額とを相殺する権利を留保する。

12. 責任及び保険

12.1 サプライヤーは、注文書に基づく義務をサプライヤーが遵守しなかった結果として購入者に生じるすべての費用、損失、損害及び責任、（それらに付随する費用及び経費を含むがこれらに限定されない）について、購入者に対し責任を負うものとする。購入者は、当該損害の内訳をサプライヤーに提供することに同意する。

12.2 各当事者は、注文書の履行に関連した補償当事者の作為又は不作為から生じる、又はそれに起因する場合の、いずれかの人物の死亡若しくは傷害、又はいすれかの人物、事業体若しくは会社（他方当事者を含む）の財産の損失若しくは損害に何らかの点で関連する一切の請求、損失、債務、訴訟、判決、費用（弁護士費用を含む）等に対し、他方当事者、その役員、取締役、従業員又は保険会社を補償し、それらの者に損害を与えないものとする。

12.3 保険

12.3.1 サプライヤーは、注文書に基づくサプライヤーの債務を担保するために必要な保険を、サプライヤーの費用負担で、広く認められた評判と安全性を有する保険会社に加入し、維持するものとする。

サプライヤーは、注文書の締結日以前及びその後毎年、当該保険が有効であることを証明する保険証明書を購入者に提供するものとする。ただし、サプライヤーは、遅くとも本品目を購入者に初めて納入する前までに、以下の第12.3.3条に記載する保険に加入していることの証拠を提供するものとする。

12.3.2 注文書を履行するために、購入者の敷地又は指定されたその他の敷地にサプライヤーの従業員、代理人又は下請業者が立ち入ることを必要とする範囲で、サプライヤーは、注文書の履行から生じる、購入者を含むいすれかの人物の財産の損失若しくは損害、又は死亡若しくは傷害の潜在的リスクに見合った、総合第三者損害賠償責任保険を付保し、これを維持するものとし、その保険の補償額は、少なくとも1事故あたり1,500万ユーロ、又は購入者が書面により合意する範囲でこれより低い額とする。

12.3.3 サプライヤーが、飛行場及び／又は航空敷地において作業又はサービスを実施することが必要な場合、サプライヤーは、自己の総合第三者損害賠償責任保険が航空及びエアサイドリスクに及ぶことを保証するか、又はサプライヤーは、当該リスクを担保するために、航空敷地内責任専用又は労働者賠償責任保険を維持するものとし、当該保険の補償額は、少なくとも1,500万ユーロとする。

12.3.4 サプライヤーは、注文書に基づき必要とされる理由の如何を問わず、購入者又は第三者の財産を、当該財産の使用又はその作業の遂行を含むがこれに限らず、自身の管理下又は保管下に置くときは、格納庫管理者損害賠償保険又は管理下財産賠償保険に加入し、これを維持するものとする。当該保険の補償限度額は、サプライヤーの敷地、購入者の敷地又は購入者が要求するその他の敷地のいすれにおいてあるかを問わず、サプライヤーが保護、保管又は管理する財産の再取得価額全額を下回らないものとする。

12.3.5 サプライヤーは、購入者の航空機に組み込まれるか、又はこれに関連するすべての本品目に關し、必要に応じて、製造物責任保険又は航空製造物責任保険（AVN 52Gによる戦争危険及び関連危険の補償を含む）に加入しそれを維持するものとする。当該製造物責任又は航空製造物責任保険は、航空機に組み込まれるか当該航空機に関連して使用された場合の本品目の潜在的なリスクに見合ったものでなければならず、補償額は (i) 製造物責任保険については1事故当たり、並びに年間総額で5,000万米ドル、(ii) 航空製造物責任保険の場合は1事故当たり並びに年間総額で6億5,000万米ドルを下回らないものとするか、又は購入者の保険部門が書面で合意した範囲内でそれ以下の金額とする。

12.3.6 サプライヤーが、専門職業無賠償責任保険が必要な業務を遂行する必要がある場合、サプライヤーは、当該保険が完全な効力を有し、同様の事業及び活動を行う分別のある企業が維持するであろう適切な金額の保険であることを証明する保険証書を購入者に提出するものとする。

12.3.7 サプライヤーは、不正なアクセス及び使用、セキュリティの不備、秘密情報の侵害、プライバシー情報の公表、プライバシーの侵害、情報の盗難、電子情報の損傷又は破壊、電子情報の改ざん、恐喝、侵害の軽減費用及び規制に関わる補償を含む、データセキュリティ及びプライバシーの補償を提供するサイバー責任保険に加入し、これを維持するものとする。かかる保険の補償額は、1事故当たり、並びに年間総額で500万ユーロ以上とする。

12.3.8 サプライヤーは、類似する性質の事業を営む会社が加入することを慣例的に要求されるその他の保険、及び／又は法律その他により要求されるその他の保険に加入し、これを維持するものとする。

13. 解除

13.1 サプライヤーの不履行による解除 サプライヤーが、本書に定める1つ以上の義務に違反するか、又はこれを遵守しない場合、購入者はその後いつでも、サプライヤーに当該違反又は不遵守の書面による通知を行なうことができる。サプライヤーは、当該通知の日から28日以内に当該違反又は不遵守を是正するものとする。サプライヤーが上記の28日以内に違反又は不遵守を是正しない場合、又は当該違反が是正不可能である場合、購入者は、いかなる責任も負うことなく、損害賠償を請求する購入者の権利、及び／又は購入者が法律上及び／又は注文書に基づいて有する他の救済を損なうことなく、サプライヤーに解除通知を与えることにより、進行中の注文書の全部又は一部を直ちに解除する権利を有するものとする。第13.6条「解除手続」の規定を適用し、解除に伴う会計処理はこれに従い進めるものとする。

13.2 正当な遅延による解除 正当な遅延が、その原因の発生後30日を超えるか、超えると予想される場合、各当事者は他方当事者に書面による解除通知を行うことにより、いかなる責任も負うことなく、注文書又はその一部を直ちに解除する権利を有する。

13.3 サプライヤーによる不履行／注文書の取消しを伴わない解除 正当な遅延による解除／サプライヤーの不履行によらない解除特定の注文書の対象となる航空機プログラムに関する購入者の活動のいすれかが停止した場合（購入者が要求する物品の供給義務を第三者が履行していないこと、又は何らかの顧客の注文若しくは進行中の契約が終了若しくは取り消されたことを含むが、これらに限定されない）、購入者は、いかなる責任も負うことなく、購入者の追加費用の発生なく、直ちに注文の予定を変更するか、サプライヤーに30日前の書面による解除通知を与えることにより、注文書の全部又は一部を解除することができる。ただし、第13.6.3条「正当な遅延による解除／サプライヤーの不履行によらない解除」の規定が適用され、それに従って解除に伴う会計処理が進められる場合を除く。

13.4 即時解除 サプライヤーが (i) 支払不能となるか又は清算手続に入る場合、あるいは (ii) 支払期限の到来した債務の支払いが不可能であるか、支払を停止するおそれがある場合、あるいは (iii) 債権者との交渉を開始するか、債権者の利益のために譲渡、和解又は取り決めを行う場合、あるいは (iv) サプライヤーが有限会社であれば、清算の決議が行われるか、清算の申立てがなされる場合、あるいは (v) 裁判所に申立てがなされた場合、若しくは管財人の選任の命令が行われた場合や、管財人の選任の通知が行われた場合や、管財人が任命された場合、あるいは債権者からの保護をサプライヤーが申請した場合、あるいは (vi) 破産若しくは支払不能に関する適用法に基づく命令が出された場合や、いすれかの法域において類似の事態が発生した場合、又は (vii) 購入者への物品又はサービスの提供に関連して、国若しくは地方の法令若しくはアバス基準に重大な違反をしているとみなされる場合、購入者は、サプライヤーに書面で通知することにより、注文書（全部又は一部）を直ちに解除することができる。下記第13.6条の規定を適用し、解除に伴う会計処理はこれに従い進めるものとする。

13.5 都合による解除 特定条件に別段の定めがない限り、いずれの当事者も、他方当事者に対する30日前の書面による事前通知をもって、いつでも注文書又はその一部を解除することができる。

13.6 解除手続

13.6.1 解除の発効日時点で、サプライヤーは、解除された注文書に関連するその後のすべての履行を中止することを約束し（購入者が別途指示した場合は除く）、サプライヤーは、購入者がサプライヤーに提供した本品目に関するすべての指導又は指示に従うものとする。

13.6.2 サプライヤーの不履行による解除 サプライヤーは、注文書又は本条件にサプライヤーが違反した結果として購入者が被ったすべて

の損失、経費、費用、請求及び損害について責任を負うものとする。サプライヤーは、注文書の履行中又は本品目の欠陥に関する、サプライヤー、その従業員、下請業者又は代理人の行為又は不作為により引き起こされた過失、故意の不法行為、契約違反、制定法上の義務の違反、又は法律、規制又はエアバス基準の違反から生じるすべての損失、経費、費用、請求又は損害（弁護士費用を含むがそれに限定されるものではない）について、購入者に全額補償するものとする。

13.6.3 正当な遅延による解除／サプライヤーの不履行によらない解除 購入者及びサプライヤーは、解除日まで注文書に関する作業を遂行する目的で行われるすべての履行済みの作業及び購入される材料について、公正かつ妥当な価格で合意するものとする。当該価格について合意するため、サプライヤーは、解除日から3ヶ月以内に、購入者が満足できる様式の計算書を購入者に提出するものとする。合意された価格は、解除の発効日前に注文書に基づきサプライヤーに支払われる、又は支払われるべき金額との合計額が、注文書に基づく本品目の総価格を超えないものとし、かかる支払いは、解除に関する購入者の唯一の責任とする。

13.6.4 理由の如何を問わず、購入者による注文の解除は、解除前に購入者に生じていたであろう権利又は救済を損なうものではなく、購入者は、解除による損失を軽減するために合理的な努力をするものとする。

13.7 存続条項注文書の満了又は解除後も存続すべき性質を有する注文書及び本条件の条項はすべて、当該満了又は解除後も有効に存続するものとする。

14. 知的財産権

14.1 サプライヤー又はその下請業者が注文書のために行った作業の結果として創出されたすべての知的財産は購入者に帰属し、購入者がこれを独占所有するものとする。

14.2 サプライヤーは、注文書の目的のためにサプライヤー又はその下請業者が引き受けた作業の結果として生じた知的財産の購入者への移転を有效地にするために、必要な譲渡文書又はその他の文書を作成することを約束する。

14.3 サプライヤーは本書により、当該権利の期間中、ただし少なくとも注文書又は注文書に関連する契約若しくは合意の期間中、注文書に明記された価格を超える追加料金なしで、注文書の履行又は本品目の使用に必要な、注文書に基づいてサプライヤーが購入者に開示するサプライヤーのバックグラウンドIPを使用するための（使用済みの場合も含む）、非独占的かつ世界的なライセンスを購入者に許諾する。サプライヤーは、上記のすべての権利をサプライセンスする権利を購入者に付与する。

14.4 特注の本品目又は購入者向けにカスタマイズされた本品目の場合、サプライヤーが購入者に付与するライセンスには、購入者にとっての、任意の形態、言語、形式及び媒体での複製の権利、任意の手段及び言語で販売、貸与、賃貸、頒布、ダウンロードする権利を含む部分的又は全体の配布の権利、及び任意の形式や言語並びに他の本品目とインターフェースを伴う修正、適合、改良、修正及び翻訳する権利を含むものとする。サプライヤーは、上記のすべての権利をサプライセンスする権利を購入者に付与する。

14.5 侵害に対する補償 注文書に関連する第三者の知的財産権の侵害、又は侵害の申立てに関する第三者からの請求、訴訟又は法的措置について、サプライヤーは、申立てられた、又は立証された侵害の結果として発生する可能性のある一切の費用、損失、損害、債務、経費（弁護士費用を含む）、罰金又はその他の金銭的制裁あるいは逸失利益について、購入者、その代理人、承継人及び譲受人を防御し、全面的に補償し、これらの者に損害を与えないものとする。

14.6 サプライヤーは、第三者との間で紛争又は請求（法的又はそれ以外のもの）が生じた場合、当該紛争又は請求の内容も含めて、速やかに購入者に通知するものとする。

14.7 購入者は、その裁量により、請求、訴訟又は法的措置に関する手続又は交渉における完全な支配権を付与されるものとし、両当事者が別段合意する場合を除き、これを誠実に遂行するものとする。両当事者は、かかる請求、訴訟及び法的措置の弁護に関して、緊密に協議を行うものとする。

15. 秘密保持及び公表

15.1 購入者がサプライヤーに伝達する、又はサプライヤーが注文書に関連して入手することができる、注文書に関連するあらゆる情報、及び／又はその性質上、商業的に秘密であるか又は秘密の性質を明示的に有するため、秘密であると宣言されるか、合理的に秘密情報とみなされる、あらゆる形式のあらゆる媒体上の情報を、「秘密情報」と呼ぶものとする。

15.2 サプライヤーは、秘密情報を注文書の目的のためにのみ使用するものとする。サプライヤーの要員への秘密情報の開示は、注文書の履行のみを目的とし、厳密に知る必要がある場合のみ行うこととする。サプライヤーは、購入者の書面による事前承諾を得ない限り、いかなる第三者にも秘密情報を開示してはならない。

15.3 サプライヤーは、秘密情報が、(i) サプライヤーが入手可能となった時点で既に公知であったこと、(ii) サプライヤーが入手可能となった後にサプライヤーの過失によらず公知となったこと、又は(iii) サプライヤーが秘密情報を合法的に入手可能であったことを証明できる場合には、いかなる秘密保持義務も負わないものとする。

15.4 秘密保持義務は、注文書の期間中は完全な効力と有効性を有し、注文書の満了又は解除後も5年間存続するものとする。

15.5 いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前承諾を得ない限り、注文書に言及するニュースリリース又は公表を行ってはならず、目的を問わず、他方当事者の会社名、関連ロゴ、プログラム名又は製品若しくはサービスに関連するロゴを含む、他方当事者の申請中あるいは登録若しくは未登録の商標を使用、複製若しくは模倣してはならない。

16. 譲渡及び移転

購入者は、注文書に基づく権利、保証、利益、救済及び義務の全部又は一部を、いつでも第三者に譲渡あるいは移転する権利を有するものとする。サプライヤーは、購入者の書面による事前承諾を得ない限り、注文書に基づく自身の利益、権利、救済及び／又は義務を第三者に譲渡あるいは移転してはならない。

17. 準拠法及び紛争解決

17.1 注文書は、1980年の「国際物品売買契約に関する国連条約」の適用を除き、日本法に準拠し、同法に従って解釈され、効力を生じるものとする。注文書は、本書に明示的に規定されている場合を除き、「2001年契約（第三者の権利）法」に基づいて第三者にいかなる権利も付与しないものとする。

17.2 友好的な解決 注文書に起因又は関連して、その存在、有効性又は解除に関する問題を含む紛争、論争又は請求が発生した場合（以下「紛争」という）、両当事者は、一方の当事者が他方当事者に対して紛争について書面で通知してから3ヶ月以内に、紛争を友好的に解決するためにあらゆる努力を払うものとする。

17.3 仲裁 両当事者が、上記の3ヶ月の期間内に紛争を友好的に解決できない場合、かかる紛争は、国際商業会議所の仲裁規則（以下「ICC規則」という）に従って国際商業会議所（ICC）が管理する仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁人の数は3人とし、仲裁地は日本とする。仲裁手続きにおいて使用される言語は、英語とする。

17.4 両当事者及び仲裁裁判所の関係者は、仲裁手続並びに判定又は裁定の存在及び内容を秘密に保持しなければならない。ただし、(i)州裁判所その他の司法当局において法的義務を履行し、法的権利を保護若しくは追求し、又は善意の法的手続における裁定を執行若しくはこれに異議を申し立てるためにいざれかの当事者に開示が要求される場合、(ii)全当事者の同意がある場合、(iii)当該情報が本第17条「準拠法及び紛争解決」の違反によることなく既に公知となっている場合、(iv)いざれかの当事者の申請に基づく仲裁廷の命令による場合は、この限りでない。

18. 修正

本条件を含む注文書は、両当事者の正当な権限を有する代表者が署名した書面による具体的な合意による場合を除き、修正しないものとする（本第18条「修正」に対する変更及び修正を含む）。

19. 独立請負業者

本条件に基づく両当事者の関係は、独立した請負業者の関係とする。いざれの当事者も、他方当事者の代わりに、又は他方当事者の名において契約を締結する権利、あるいはその他の形で誓約を行う権利を有しないものとする。

20. 非連帯責任

両当事者は、注文書に関連して支払われるべきすべての金額の支払いについて、他のすべての工アバース社は除外し、購入者のみがサプライヤーに対して独占的に責任を負うことに合意する。

21. 完全合意

21.1 注文書は、その主題に関する両当事者間の完全な合意を構成する。注文書は、口頭によるか書面によるかを問わず、当該主題に関して両当事者により又は両当事者の代理により行われたあらゆる性質の従前の合意、合意案、協定、付隨的保証、付隨的契約、声明、確約、表明及び約束に取て代わり、これらを無効にするものである。

21.2 各当事者は、注文書を締結するにあたり、注文書に規定されているものを除き、署名前のいかなる時点においても、注文書の主題に関して他方当事者によって、又は他方当事者の代理により行われた口頭又は書面による宣言、付隨的なあるいはその他の保証、確約、表明又は約束（以下総称して「契約前言明」という）には依拠しないことを認める。各当事者は、本来得られていた可能性がある当該契約前言明に関するすべての権利及び救済を、本書に基づき放棄する。

21.3 本第21条「完全合意」のいかなる規定も、契約締結前の詐欺行為又は詐欺的不実表示から生じるいざれかの当事者の責任を排除又は制限するものではない。

22. 通知

別段の定めがない限り、注文書に関する購入者とサプライヤー間のすべての通知及び連絡は書面によるものとし、特定条件に明記される購入者の施設の調達部門まで、手渡し、郵便、電子メール又は宅配便により送付するものとする。当該通知又は連絡の交付日は、手渡し、電子メール又は宅配便により送達される場合は発送日とし、郵便の場合には投函の5日後とする。

23. 権利放棄

いざれかの当事者がいざれかの時点で、注文書又はその一部の履行を怠るか遅延することは、当該規定の放棄とはならず、注文書の有効性に影響を与えないものとし、あるいは影響を受けた当事者がその後いつでも当該条項の履行を求める権利を損なうものではない。

24. 可分性

注文書の条項が管轄裁判所により禁止されているか、又は準拠法に基づき違法若しくは執行不能とされた場合は、当該法律により要求される範囲で、当該条項を分離し、残りの条項を修正することなく、実質的に同一の効力を有する別の条項に置き換えるものとする。

25. 言語

本条件は英語で作成され、この言語版のみが正本とみなされる。本条件の英語以外の言語への翻訳は、情報提供のみを目的とするものとする。注文書に関連していざれかの当事者に対し発行、交換又は提供される通知、通信、連絡及び文書はすべて、英語によるものとする。